

平成28年度岡山県介護福祉士等修学資金貸付 修学生募集要項

制度の概要

この制度は、介護福祉士養成施設等又は社会福祉士養成施設等に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、岡山県内における質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成確保に資することを目的としています。

1 応募資格

次の(1)から(4)までの全ての要件を満たす者

- (1) 岡山県内に住所を有し、介護福祉士を養成する学校若しくは養成施設または社会福祉士短期養成施設、一般養成施設（以下「養成施設等」という。）に在学する者、又は県外に住所を有するが県内の養成施設等に在学する者

（養成施設等の法的位置づけ）

社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号まで、又は第7条第2号若しくは第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は岡山県知事の指定した養成施設

- (2) 養成施設等を卒業後、1年以内に介護福祉士又は社会福祉士として登録し、かつ、岡山県内の社会福祉施設等において継続的に介護又は相談援助等の業務に携わる意思を有する者
- (3) 学業成績優秀である者
- (4) 家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付けが必要と認められる者

※ただし、他都道府県（他都道府県が適当と認める団体を含む。）の介護福祉士等修学資金、日本学生支援機構の奨学金、日本政策金融公庫の国の教育ローン、生活福祉資金の教育支援資金、母子父子寡婦福祉資金の修学資金・就学支度資金など国庫補助事業等により実施されている貸付事業の貸付けを受ける者、及び離職者訓練による介護福祉士訓練の受講生は、**対象外**です。

2 修学資金貸付額等

下記の金額を上限として貸し付けします。

- | | | |
|----------------|-------|-------------------|
| (1) 学費 | 月額 | 50,000円 |
| (2) 入学準備金 | | 200,000円（初回の貸付時） |
| (3) 就職準備金 | | 200,000円（最終回の貸付時） |
| (4) 国家試験受験対策費用 | 年度当たり | 40,000円 |

※ 国家試験受験対策費用は、平成29年度以降、介護福祉士養成校卒業見込みの者であって当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する者が対象となります。

○生活費加算について

- ・借入申込時に生活保護受給世帯の者であって貸付決定に伴い生活保護受給世帯から世帯分離される者、又は借入申込の前年度に高等学校等を卒業し、生活保護世帯から世帯分離された者に限り、上記の貸付額に加え、在学中の生活費に充てるため、生活費加算を申込みことができます。
- ・加算額は、申込者の住所地等によって異なります。詳細は、修学資金借入申込書別紙1の裏面「記載に当たっての注意事項」の6を御参照ください。

- (5) 利子

無利子

3 貸付期間

養成施設等に在学する期間（正規の修学期間に限る。）

※貸付金の口座への送金は半年分ずつ、4月（初回は8月）及び10月に行います。

4 貸付金の返還免除

次のいずれかに該当する場合には、申請により貸付金の返還債務が免除されます。

- (1) 養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿又は社会福祉士登録簿（以下「介護福祉士等登録簿」という。）に登録するとともに、岡山県内の社会福祉施設等（県外の一定の国立施設等を含む。）において指定業務に従事し、かつ、5年間（過疎地域での従事又は中高年離職者（入学時45歳以上で離職後2年以内の者）の場合は3年間）引き続き指定業務に従事したとき。
- (2) 指定業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

5 返 還

次の事由が生じた場合には、その事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間内に、月賦又は半年賦による均等払（一括も可）で返還していただきます。

- (1) 貸付契約が解除（死亡し、又は退学したとき等）され、貸付けが中止されたとき。
- (2) 養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士等登録簿に登録せず、又は岡山県内において指定業務に従事しなかったとき。
- (3) 岡山県内において指定業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

※修学資金の貸付けを受けた期間以上に岡山県内において指定業務に従事した場合は、返還債務の一部が免除される場合があります。

申込方法等

1 申込時の提出書類

- (1) 修学生推薦書……………（養成施設等が作成し添付）
- (2) 修学資金借入申込書……………**別紙1** 様式第1号（本人が作成）
（注1）連帯保証人自身による署名と捺印をお願いします。
（注2）連帯保証人の印鑑は、印鑑登録されたものを使用してください。
（注3）連帯保証人は2人とし、それぞれ独立した生計を営む保証能力の確実な成年者としてください。借入申込者が未成年者である場合は、連帯保証人の1人は法定代理人（親権者等）、もう1人は法定代理人とは別の独立した生計を営む保証能力の確実な成年者としてください。
- (3) 家族の状況表…………… **別紙2**（本人が作成）
- (4) 住民票の写し（世帯全員の写し）

※個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください

- (5) 所得・課税証明書（最新の所得に対応するもの。本人と同一生計の納税義務者全員（学生である等所得がないことが明らかな者を除く全ての者）について市町村長発行のもの）

※生活費加算を申込む場合は、(5)に代え生活保護受給証明書又は生活保護世帯から世帯分離されていることの証明書が必要です。

※中高年離職者の場合は、(1)～(5)に加え、離職したこと及び離職日を証明する書類が必要です。

2 借入申込書等の提出先・期限等

- ・借入申込書は、各養成施設等で取りまとめの上、本会に提出します。
- ・このため、申込者は、養成施設等の指示する期限までに養成施設等へ提出してください。
※各養成施設等にあつては、平成28年6月27日(月)本会必着で提出をお願いします。

3 貸付決定又は不承認の通知

応募資格を満たす借入申込者の中から本会の資金計画に応じて一定数の者を選考し、各養成施設等の長あてに貸付決定通知書又は不承認通知書を送付します(7月初旬を予定)。

※選考内容に関するお問合せにはお答えできませんので予め御了承ください。

4 貸付決定後の提出書類(各養成施設等で取りまとめの上、提出していただきます。)

貸付決定を受けた者には、次の書類を提出していただきます。提出がなければ、借入れを辞退したものとみなします。

- (1)借用証書(本人が作成。未成年者の場合、法定代理人(親権者等)の同意が必要。)
(注)連帯保証人及び法定代理人(親権者等)の印鑑は印鑑登録されたものを使用してください。
- (2)連帯保証人及び法定代理人(親権者等)の印鑑登録証明書 各1通
(注)市町村長から3か月以内に交付されたものに限り、連帯保証人及び法定代理人が同一の場合は、1通で兼ねることができます。
- (3)口座振込申出書(本人名義の口座に限り、)
- (4)個人情報の取扱いについての同意書

問合せ先

- ・〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ内
社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 地域福祉部 生活福祉資金班
TEL 086-226-3544 (直通)
- ・〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県庁内
岡山県保健福祉部保健福祉課地域福祉・法人指導班 TEL 086-226-7317 (直通)